



痙縮ボツリヌス療法における 算定事例

著述 株式会社ソラスト

全国1,400以上の医療機関を対象に、医療事務関連業務や人材派遣、病院経営支援業務などを展開

帝人ファーマ株式会社 帝人ヘルスケア株式会社

- 算定事例については、記載されている診療報酬は算定当時のものです。
- 点数を算定される場合は、必ず最新の厚生労働省の告示・通知等で詳細をご確認ください。

外来施注

【Aクリニック】

外来診療：4月 2日（実日数1日間）

外来レセプト（令和4年4月分） ※関連部分のみ抜粋

傷病名	脳梗塞後遺症（主）、上肢痙縮（下肢痙縮）	
11（診察）	・再診料	73 × 1
13（医学管理）	・特定疾患療養管理料（診療所）	225 × 1
54（麻酔）	<ul style="list-style-type: none"> ・神経ブロック（眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上下肢痙縮） ・A型ボツリヌス毒素製剤 1瓶 ・生理食塩水 20mL 1A 	400 × 1 **,*** × 1

脳梗塞後遺症等の生活習慣病が主病である場合で計画的な療養管理を行う場合は、特定疾患療養管理料の算定が可能

！チェックポイント

外来診療においては、神経ブロックの費用は出来高算定が可能

外来／リハビリ併用

60代女性 再診患者 診療実日数4日

脳出血後の片麻痺、上下肢痙縮に対して外来リハビリと併用してボツリヌス治療を行っている症例。
標準日数超ではあるが、月13単位以内で医療保険のリハビリを継続している。

外来 (R2.8)		
傷病名	左被殻出血 (H24)、右片麻痺 (H24)、下肢痙縮 (H31)、上肢痙縮 (R1)	
13 (医学管理)	外来リハビリテーション診療料 2	110 × 2
54 (麻酔)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神経ブロック (眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上下肢痙縮) ・ A型ボツリヌス毒素製剤 3瓶 ・ 生理食塩水 20mL 1A (右下肢 計300単位) 	400 × 1 **,*** × 1
80 (その他)	脳血管疾患等リハビリテーション料 (I) 2単位 (245点×2単位) 実施日数 4日、診断年月日：H24片麻痺	490 × 4

！ チェックポイント

- 患者さんが要介護被保険者等である場合は維持期のリハビリテーションを医療保険で実施することはできず、介護保険の通所リハビリテーションなどへ移行していただくことが必要
- ただし、高次脳機能障害等であって、治療継続により状態の改善が医学的に判断される場合は、(レセプトに詳記を記載した上で) 医療保険でのリハビリを継続することが可能

疾患別リハビリテーション料の概要

項目名	所定点数 (1単位につき)	標準的算定日数	対象疾患（抜粋）
心大血管疾患 リハビリテーション料	(Ⅰ) 205点 (Ⅱ) 125点	(治療開始日から) 150日	急性心筋梗塞、狭心症、開心術後、大血管疾患、慢性心不全で左室駆出率40%以下 等
脳血管疾患等 リハビリテーション料	(Ⅰ) 245点 (Ⅱ) 200点 (Ⅲ) 100点	(発症日等から) 180日	脳梗塞、脳腫瘍、脳腫瘍摘出術などの開頭術後、脊髄損傷、パーキンソン病、高次脳機能障害 等
廃用症候群 リハビリテーション料	(Ⅰ) 180点 (Ⅱ) 146点 (Ⅲ) 77点	(診断日等から) 120日	急性疾患等に伴う安静による廃用症候群
運動器 リハビリテーション料	(Ⅰ) 185点 (Ⅱ) 170点 (Ⅲ) 85点	(発症日等から) 150日	上・下肢の複合損傷、脊椎損傷による四肢麻痺、運動器の悪性腫瘍 等
呼吸器 リハビリテーション料	(Ⅰ) 175点 (Ⅱ) 85点	(治療開始日から) 90日	肺炎・無気肺、肺腫瘍、肺塞栓、慢性閉塞性肺疾患であって重症度分類Ⅱ以上の状態 等

出典：令和4年 厚生労働省告示第54号及び関連通知等より引用

発症等からの経過に応じた疾患別リハビリテーション料の点数について

		標準的算定日数内	標準的算定日数超	
対象	要介護被保険者等 (心リハ及び呼吸器リハの対象患者を除く)		外来	算定不可
	上記以外		入院	脳リハ (I) 147点 廃用リハ (I) 108点 運動リハ (I) 111点 (月13単位まで)
除外	■以下で、治療継続により状態の改善が期待できると医学的に判断される場合 ・失語症、失認及び失行症の患者 ・高次脳機能障害の患者 ・回復期リハ病棟入院料を算定する患者 ・その他リハビリの継続が必要と医学的に認められる場合等 ■以下で、治療上有効と医学的に判断される場合 ・先天性又は進行性の神経・筋疾患の場合 ・障害児(者)リハビリテーション料に規定する患者の場合(加齢に伴って生じる心身の変化に起因する疾病以外)	脳リハ (I) 245点 廃用リハ (I) 180点 運動リハ (I) 185点	同左 (月13単位まで)	
			同左	

↑
維持期リハ
↓

在宅医療

【在宅療養支援診療所・Aクリニック】
訪問診療：4月 2日（実日数1日間）

外来レセプト（令和4年4月分） ※関連部分のみ抜粋

傷病名	脳梗塞後遺症、上肢痙縮（下肢痙縮）	
14（在宅）	<ul style="list-style-type: none"> 在宅患者訪問診療料（I） 1（同一建物居住者以外） 在医総管（在支診等・月1回・1人） 	<p>888 × 1</p> <p>2,300 × 1</p>
54（麻酔）	<ul style="list-style-type: none"> 神経ブロック（眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上下肢痙縮） A型ボツリヌス毒素製剤 1瓶 生理食塩水 20mL 1A 	<p>400 × 1</p> <p>** , *** × 1</p>

！ チェックポイント

在宅医療においても、神経ブロックの費用は出来高算定が可能

出来高算定病院・一般病棟（2週間入院）

【150床出来高算定病院／一般病棟】
 入院期間：4月 2日～16日（15日間）

入院レセプト（令和4年4月分） ※関連部分のみ抜粋

傷病名	脳梗塞後遺症、上肢痙縮（下肢痙縮）	
54（麻酔）	<ul style="list-style-type: none"> ・神経ブロック（眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上下肢痙縮） ・A型ボツリヌス毒素製剤 1瓶 ・生理食塩水 20mL 1A 	400 × 1 **,*** × 1
80（その他）	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管疾患等リハビリテーション料（I） 2単位（245点×2） 疾患名：脳梗塞後遺症、発症日：H30.4.1	490 × 10
90（入院料）	<ul style="list-style-type: none"> ・急性期一般入院料 1 ・一般病棟入院期間加算（14日以内） ・一般病棟入院期間加算（15日以上30日以内） 	1,650 × 15 450 × 14 192 × 1

！ チェックポイント

リハビリテーションも含め出来高算定が可能

DPC対象病棟（上肢痙縮への施注）（2週間入院）

【250床DPC対象病院／一般病棟】

入院期間：4月 2日～16日（15日間）

同じくDPC請求において、リハビリテーションの費用も出来高算定が可能。

入院レセプト（令和4年4月分） ※関連部分のみ抜粋

医療資源病名	脳梗塞後遺症（I693）	
入院時併存傷病名	上肢痙縮（R252）	
DPC（包括）	<p>脳卒中の続発症 手術なし 処置1なし 処置2なし 副傷病なし 010069xx99000x</p> <p>入Ⅰ 3,332 × 2 = 6,664 入Ⅱ 1,976 × 6 = 11,856 入Ⅲ 1,679 × 7 = 11,753 合計 30,273 × 1.400（医療機関別係数） = 42,382</p>	42,382 × 1
54（麻酔）	<ul style="list-style-type: none"> ・神経ブロック（眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上下肢痙縮） ・A型ボツリヌス毒素製剤 1瓶 ・生理食塩水 20mL 1A 	<p>400 × 1 **,*** × 1</p>
80（その他）	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 2単位（245点×2） 疾患名：脳梗塞後遺症、発症日：H30.4.1 	490 × 10

出典：令和4年 厚生労働省告示第54号及び関連通知等より引用

医科診療報酬点数表関係（DPC）

問6-24 区分番号「L100」及び「L101」神経ブロックは別に医科点数表に基づき算定するのか。また、神経ブロックを実施した際に使用する薬剤も医科点数表に基づき算定するのか。

（答） そのとおり。

（事務連絡：令和4年3月31日疑義解釈その1）

地域包括ケア病棟（2週間入院）

【150床DPC対象病院／地域包括ケア病棟】

入院期間：4月 2日～16日（15日間）

入院レセプト（令和4年4月分） ※関連部分のみ抜粋

傷病名	脳梗塞後遺症、上肢痙縮（下肢痙縮）	
54（麻酔）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神経ブロック（眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上下肢痙縮） ・ A型ボツリヌス毒素製剤 1瓶 ・ 生理食塩水 20mL 1A 	<p>400 × 1 **,*** × 1</p>
80（その他）	<p>包括；脳血管疾患等リハビリテーション料（I） 2単位（245点×2）×10日間 疾患名：脳梗塞後遺症、発症日：H30.4.1</p>	
90（入院料）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括ケア病棟入院料 1 ・ 看護職員配置加算 ・ 在宅患者支援病床初期加算（自宅等から入院した患者） 	<p>2,809 × 15 150 × 15 400 × 14</p>

！ チェックポイント

地域包括ケア病棟において、リハビリテーションの費用は入院料に包括扱いとなる

入院／リハビリ併用

50代男性 8月3日～25日 在院日数23日

回復期リハ病棟で回復期対象外患者（2割の範囲内）として、ボツリヌス治療を併用した集中的なりハビリ入院を行っている症例。

入院（R2.8）		
傷病名	脳出血後遺症（H27）、高次脳機能障害（H27）、 下肢痙縮（H28）、上肢痙縮（H28）	
54（麻酔）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神経ブロック（眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上下肢痙縮） ・ A型ボツリヌス毒素製剤 1瓶 ・ 生理食塩水 20mL 1A (残量破棄) 	<p>400 × 1 **,*** × 1</p>
80（その他）	<p>脳血管疾患等リハビリテーション料（I）6単位（245点×6単位） 発症年月日：H27脳出血後遺症</p> <p>脳血管疾患等リハビリテーション料（I）5単位（245点×5単位）</p> <p>脳血管疾患等リハビリテーション料（I）3単位（245点×3単位）</p> <p>脳血管疾患等リハビリテーション料（I）2単位（245点×2単位）</p>	<p>1,470 × 14</p> <p>1,225 × 2</p> <p>735 × 1</p> <p>490 × 4</p>
90（入院料）	一般病棟特別入院基本料	607 × 23

参考) 回復期リハビリテーション病棟での特別入院基本料の算定

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料 (通知抜粋)

(1) 回復期リハビリテーション病棟は、脳血管疾患又は大腿骨頸部骨折等の患者に対して、A D Lの向上による寝たきりの防止と家庭復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に行うための病棟であり、回復期リハビリテーションを要する状態の患者が常時 8 割以上入院している病棟をいう。

回復期リハビリテーションを要する状態	算定上限日数
1 脳血管疾患、脊髄損傷、頭部外傷、くも膜下出血のシャント手術後、脳腫瘍、脳炎、急性脳症、脊髄炎、多発性神経炎、多発性硬化症、脳神経叢損傷等の発症後若しくは手術後の状態 又は 義肢装着訓練を要する状態	150日以内
1のうち、 高次脳機能障害を伴った重症脳血管障害、重度の頸髄損傷及び頭部外傷を含む多部位損傷	180日以内
2 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節若しくは膝関節の骨折 又は 二肢以上の多発骨折の発症後又は手術後の状態	90日以内
3 外科手術又は肺炎等の治療時の安静により廃用症候群を有しており、手術後又は発症後の状態	90日以内
4 大腿骨、骨盤、脊椎、股関節又は膝関節の神経、筋又は靭帯損傷後の状態	60日以内
5 股関節又は膝関節の置換術後の状態	90日以内
6 急性心筋梗塞、狭心症の発作若しくはその他急性発症した心大血管疾患の発症後又は手術後の状態	90日以内

出典：令和4年 厚生労働省告示第54号及び関連通知等より引用

参考) 回復期リハビリテーション病棟での特別入院基本料の算定

A308 回復期リハビリテーション病棟入院料 (通知抜粋)

(4) 回復期リハビリテーション病棟入院料に係る算定要件に該当しない患者が、当該病棟に入院した場合には、当該病棟が一般病棟である場合は**特別入院基本料^{※1}**を、当該病棟が療養病棟である場合は**療養病棟入院基本料の入院料 I ^{※2}**を算定する。

この場合において、当該病棟が回復期リハビリテーション病棟入院料 1 から 4 までを算定する病棟である場合は、療養病棟入院料 1 の入院料 I により、回復期リハビリテーション病棟入院料 5 又は 6 を算定する病棟である場合は、療養病棟入院料 2 の入院料 I により算定する。

※1 一般病棟特別入院基本料 607点/日

※2 療養病棟入院基本料 1 入院料I 815点/日 (生活療養を受ける場合 801点/日)

療養病棟入院基本料 2 入院料I 751点/日 (生活療養を受ける場合 736点/日)

(参考) 回復期リハビリテーション病棟入院料 1	2,129点/日 (生活療養を受ける場合 2,115点/日)
回復期リハビリテーション病棟入院料 2	2,066点/日 (生活療養を受ける場合 2,051点/日)
回復期リハビリテーション病棟入院料 3	1,899点/日 (生活療養を受ける場合 1,884点/日)
回復期リハビリテーション病棟入院料 4	1,841点/日 (生活療養を受ける場合 1,827点/日)
回復期リハビリテーション病棟入院料 5	1,678点/日 (生活療養を受ける場合 1,664点/日)

療養病棟（2週間入院）

【150床DPC対象病院／療養病棟】

入院期間：4月 2日～16日（15日間）

入院レセプト（令和4年4月分） ※関連部分のみ抜粋

傷病名	脳梗塞後遺症、上肢痙縮（下肢痙縮）	
54（麻酔）	<ul style="list-style-type: none"> ・神経ブロック（眼瞼痙攣、片側顔面痙攣、痙性斜頸、上下肢痙縮） ・A型ボツリヌス毒素製剤 1瓶 ・生理食塩水 20mL 1A 	400 × 1 **,*** × 1
80（その他）	<ul style="list-style-type: none"> ・脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） 2単位（245点×2） 疾患名：脳梗塞後遺症、発症日：H30.4.1	490 × 10
90（入院料）	<ul style="list-style-type: none"> ・療養病棟病棟入院料 1（入院料E）（生活療養） ・在宅患者支援療養病床初期加算（療養病棟入院基本料） 	1,372 × 15 350 × 14

！ チェックポイント

療養病棟においては、リハビリテーションの費用も出来高算定が可能